

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

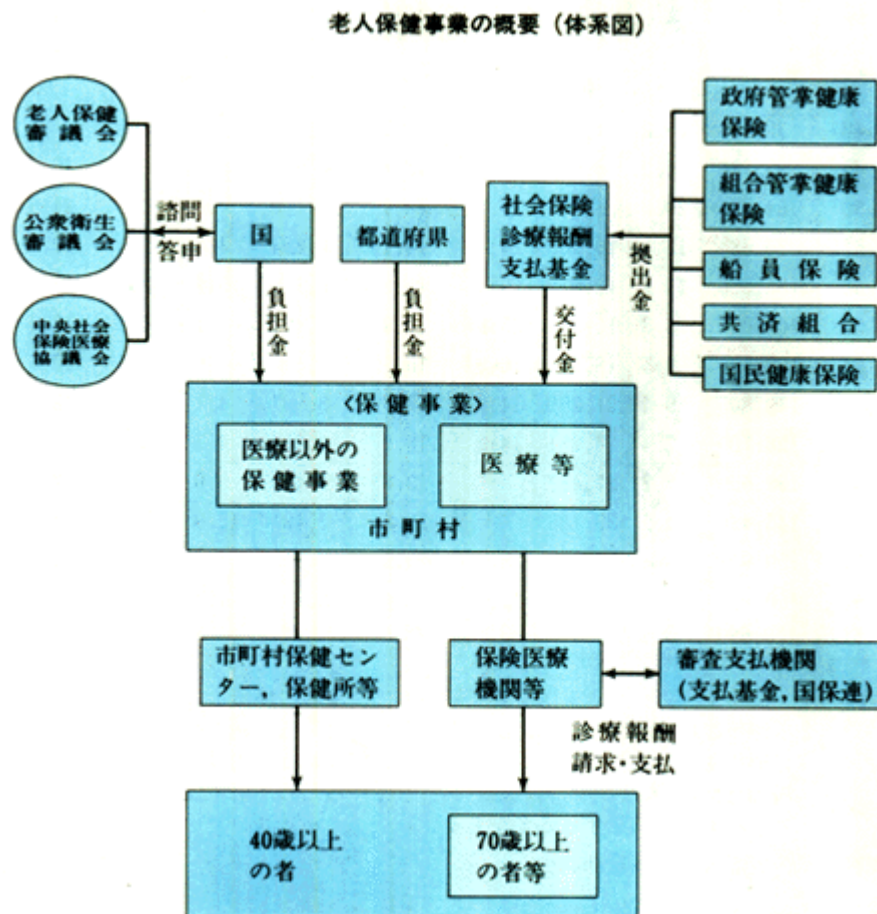
II 老人保健福祉

1 老人保健対策

(1) 概要

昭和58年2月1日から老人保健法が施行された。この制度のねらいは、疾病構造の変化及び高齢化社会の到来に対応し、予防から医療、機能訓練等に至る総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民皆で公平に負担することにある。

老人保健事業の概要(体系図)



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

1 老人保健対策

(2) 医療等

老人保健法による医療等は、70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の者で一定の障害を有することを市町村長により認定された者を対象として行われ、その費用は、国民皆が公平に負担する見地から、老人の一部負担を除いた額について国が20%、都道府県及び市町村がそれぞれ5%負担し、残りの70%は医療保険各制度の保険者が拠出することになっている。

第II-1-1表 国民医療費と老人医療費の推移

第II-1-1表 国民医療費と老人医療費の推移

年度	国民医療費		老人医療費		国民医療費に占める老人医療費の割合	老人医療受給対象者数		1人当たり老人医療費	
	億円	伸率 %	億円	伸率 %		千人	伸率 %	千円	伸率 %
48	39,496	16.2	4,289	—	10.9	4,237	—	101	—
49	53,786	36.2	6,652	55.1	12.4	4,493	6.0	148	46.3
50	64,779	20.4	8,666	30.3	13.4	4,700	4.6	184	24.5
51	76,684	18.4	10,780	24.4	14.1	4,894	4.1	220	19.5
52	85,686	11.7	12,872	19.4	15.0	5,146	5.1	250	13.6
53	100,042	16.8	15,948	23.9	15.9	5,408	5.1	295	17.9
54	109,510	9.5	18,503	16.0	16.9	5,675	4.9	326	10.6
55	119,805	9.4	21,269	14.9	17.8	5,907	4.1	360	10.4
56	128,709	7.4	24,281	14.2	18.9	6,158	4.3	394	9.5
57	138,659	7.7	27,487	—	19.8	6,465	5.0	425	7.8
58	145,438	4.9	33,185	—	22.8	7,491	15.9	443	4.2
59	150,932	3.8	36,098	8.8	23.9	7,823	4.4	461	4.2
60	160,159	6.1	40,673	12.7	25.4	8,157	4.3	499	8.1
61	170,690	6.6	44,377	9.1	26.0	8,484	4.0	523	4.9

- (注) 1. 58年1月以前は老人医療費支給制度の対象者に係るものである。
 2. 58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 3. 58年度の老人医療費については、老人保健制度の創設に伴い、対象者が増加(健保本人及び所得制限該当者)しているため、前年度とは単純に比較できない点に留意する必要がある。

資料：厚生省老人保健福祉部調べ

厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

1 老人保健対策

(3) 保健事業第2次5か年計画

1.計画期間 昭和62年度～平成3年度

2.長期的目標

対象疾病	期 間	指 標	目 標
胃がん・子宮がん	昭和57～平成3年度	死 亡 率	30%減
肺がん・乳がん	62～ 3	早期のがんの発見割合	50%
心 臓 病	62～ 3	発病の危険性の高い者の把握割合	60%
脳 卒 中	57～ 3	発 生 率	50%減

3.重点事項

- 1) 日常生活における健康な生活習慣の確立を支援する保健事業を推進し、特に老人に対しては地域や家庭でのケアの支援を目指すきめ細かな事業を実施する体制の確立。
- 2) 循環器疾患,肝疾患対策の強化,肺がん,乳がん検診の導入等魅力ある健診づくりの推進。
- 3) ねたきり老人,痴呆性老人対策の強化。
- 4) 福祉サービス,医療サービス,職域保健サービスとの連携の強化。

医療等以外の保健事業の概要

種 類	内 容	
健康手帳の交付	○記載内容 健康診査の記録, 医療の受給資格, 医療の記録	
健康教育	○保健学級等の開催(小冊子, ポスター, 有線放送等の活用) ○重点健康教育(肺がん予防, 乳がん予防, なたきり予防, 歯)	
健康相談	○健康相談室の開催 ○重点健康相談(病態別食生活, 歯, 老人)	
機能訓練	歩行・上肢機能等の基本動作訓練, 食事・衣服の着脱等の日常生活動作訓練, 手工芸, レクリエーション及びスポーツ	
訪問指導	家庭における看護方法, 療養方法, 日常生活動作訓練方法	
健康診査	基本健康診査	問診, 身体計測, 理学的検査, 血圧測定, 検尿, 循環器検査, 肝機能検査, 貧血検査, 血糖検査
	訪問健康診査	○基本健康診査に準ずる
	胃がん検診	問診, 胃部エックス線検査
	子宮がん検診	○頸部検診(問診, 視診, 細胞診, 内診) ○体部検診(問診, 細胞診)
	肺がん検診	問診, 胸部エックス線フィルム読影, 喀痰細胞診
	乳がん検診	問診, 視診, 触診

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

1 老人保健対策

(4) 老人保健施設

老人保健施設は、急激に増大すると予想されるねたきり等の要介護老人に対し、医療ケアと日常生活サービスを併せて提供する施設として創設されたものであり、昭和63年4月から本格的実施されている。(昭和63年12月末開設数60か所)

老人保健施設の概要

老人保健施設の概要

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○病院の入院治療を終えて、病状の回復期・安定期にあるねたきり老人等 ○医療ケアが必要なため、在宅での療養が困難なねたきり老人等
サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ○入所サービス……家庭復帰のためのリハビリテーション、療養に必要な看護、介護を中心とした医療ケアと日常生活サービス ○在宅サービス……在宅のねたきり老人等のための短期入所ケアやディ・ケア
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○療養室（1室あたり定員4人以下、1人あたり8㎡以上）、診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等を設置 ○安心してゆったりと療養できる構造を確保
ス タ ッ フ	<ul style="list-style-type: none"> ○医療ケアの必要性から医師を配置（100人に1人） ○手厚い看護、介護スタッフを配置（100人につき看護婦8も確保 ○リハビリテーションや家庭復帰の相談指導のための職員等も確保
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ○老人医療受給対象者が施設を利用した場合に、定額の施設療養費を支給（入所の場合、月額21万円） ○食費、理髪代、日常生活用品費等については、利用者負担
利用手続	<ul style="list-style-type: none"> ○病院の入院手続きと同様に、医療受給者証で利用
整 備	<ul style="list-style-type: none"> ○医療法人、社会福祉法人、市町村等が、都道府県知事の許可により、設置、運営 ○昭和63年度には、100か所分の施設整備費(29億円)を計上している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

2 老人福祉

(1) 在宅福祉対策

事業名		事業の概要	
要介護老人対策	老人家庭専任職員派遣事業	【ねたきり老人等が日常生活を営むのに支障がある者に派遣 *家庭専任職員数 27,105人	
	老人日常生活用具給付等事業	【ねたきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与(低所得世帯に限る。) *給付(レンタル)品目【特殊寝台(レンタル可)、マットレス、エアバット、便座(便器)、浴槽、湯沸器、特殊尿器、火災警報器、自動消火器、入浴担架、体位変換器、老人用電話(貸与)、緊急通報装置(貸与)】	
	ショートステイ事業	【ねたきり老人等を介護する者が疾病等により一時的に介護が困難になった場合及び介護疲れによる休業等(自己負担)の場合に特別介護老人ホーム等で保護(ねたきり老人とともに家族も短期滞在させ介護技術も習得させるホームケア促進事業も本事業の一環として実施) *対象人員 49,795人	
	デイ・サービス事業	【虚弱老人等をデイ・サービスセンターに通所させ、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供するとともに、ねたきり老人等の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供 *実施箇所数 630か所	
	痴呆性老人処遇技術研修事業	【痴呆性老人処遇技術研修施設(特別介護老人ホーム)を指定し、寮母等の実践研修を実施 *指定箇所数 57か所	
在宅福祉対策	高齢者サービス総合調整推進費	【個々の老人のニーズに見合った最も適切なサービスを提供するため、福祉、保健医療等の各施策の実施機能の一元化を図る	
	老人クラブ活動等社会参加促進事業	老人クラブ助成事業	【老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成 *老人クラブ数128,885クラブ *会員数 8,257,207人
		老人クラブ助成事業	
		老人クラブ社会参加モデル推進事業	
	生きがいと創造の事業	【都道府県老人クラブ連合会が健康づくり活動、社会参加活動、生産活動等を行う老人クラブ等を指定し、指導評価等を行う 老人クラブ活動の一環として行う陶芸、園芸、木工などの生産活動に対する助成 *実施箇所数 40か所	
	高齢者能力開発情報センター運営助成	【おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う *実施箇所数 A型48か所 B型 70か所	
	都道府県高齢者総合相談センター運営	【高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合的相談体制の確立を図る *実施箇所数 30か所	
	全国老人クラブ連合会助成費	【都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等のための助成 都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成 *活動推進員数 114人	
	全国老人クラブ連合会助成費		
	老人クラブ活動等活動推進員設置事業		

(注) *印は、昭和63年度の子算上の人員、か所数である。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

2 老人福祉

(2) 施設福祉対策

事業名		事業の概要	
施設福祉対策	入所施設	特別養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65才以上の者で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者 ※1,855か所 135,182人
		養護老人ホーム	(入所要件) 原則として65才以上の者で、身体上、精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な者 ※945か所 68,436人
		小規模特別養護老人ホーム(併設型)	(入所要件) 原則として65才以上の者で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な者
		軽費老人ホーム(A型)	(入所要件) 原則として60才以上の者で、身よりがないか、又は家庭の事情で同居できない者で基本利用料の2倍程度以下の収入のある者(わたり老人を除く) ※250か所 15,131人
		軽費老人ホーム(B型)	(入所要件) 原則として60才以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由で居宅で生活困難な者(ただし、自炊が原則であるので、これが可能な程度の健康状態であること) ※38か所 1,810人
施設福祉対策	利用施設	(参考) 有料老人ホーム	(入所対象者) 上記老人ホームの入所要件に該当しない者や、公的援助のある施設に入ることを望まない者 ※119か所 12,354人
		老人福祉センター	地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設 ※1,884か所
		老人憩の家	地域の老人に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 ※3,926か所
		老人体置ホーム	景勝地、温泉地等の休養地において、老人に対して低廉で健全な保養休養の場を与え、もって心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 ※66か所
		デイサービスセンター	虚弱老人等に対して、入浴、給食、日常動作訓練等各種のサービスを提供し、もってこれらの者の生活の助長、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とする施設

(注) 事業の概要の欄の※印は、昭和62年10月1日現在の施設数・定員数

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

2 老人福祉

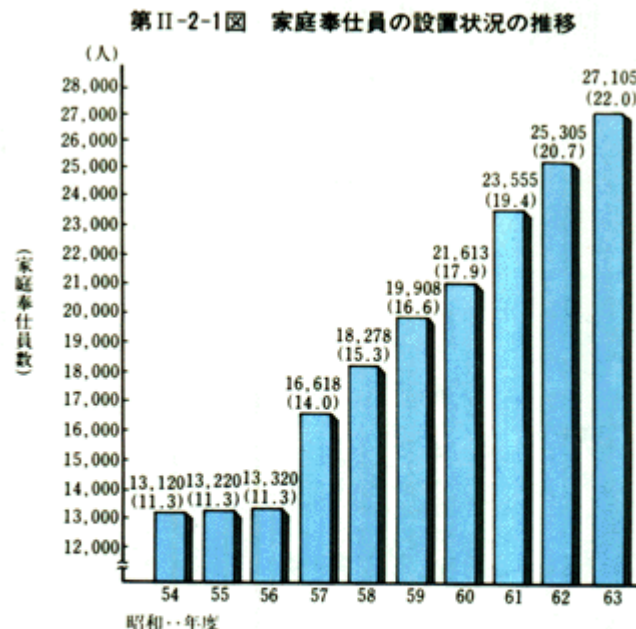
(3) 家庭奉仕員派遣事業

家庭奉仕員派遣事業は、心身上の障害のある老人の家庭を訪問して、食事の世話、衣類の洗濯、家の掃除、生活必需品の買物、通院の手伝い等の日常生活上の世話を行うものであり、在宅老人福祉施策の中核である。

家庭奉仕員の派遣対象は、従来、低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定されていたが、中央社会福祉審議会の意見具申を受けて昭和57年10月から所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に派遣することにした。非課税世帯については、従来どおり無料で派遣することとした。このような派遣対象の拡大に伴い、昭和61年度においては1,942人、さらに昭和62年度においては1,750人の増員を行った。

また、昭和62年度からは、高齢者の介護ニーズに適切に対応できるよう、原則として家庭奉仕員への採用、登録等を希望する者全員に講習会を実施することとした。

第II-2-1図 家庭奉仕員の設置状況の推移



- (注) 1. 対象家庭奉仕員の派遣には老人のほか、身体障害者、心身障害児(者)が含まれている。
 2. () 内は、人口10万対比
 3. 人員は予算上の数字

資料：厚生省老人保健福祉部調べ

厚生白書(昭和63年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

2 老人福祉

(4) ショートステイ事業及びデイ・サービス事業

ショートステイ事業及びデイ・サービス事業は、家庭奉仕員派遣事業と並び、在宅老人福祉施策の中心的なものである。

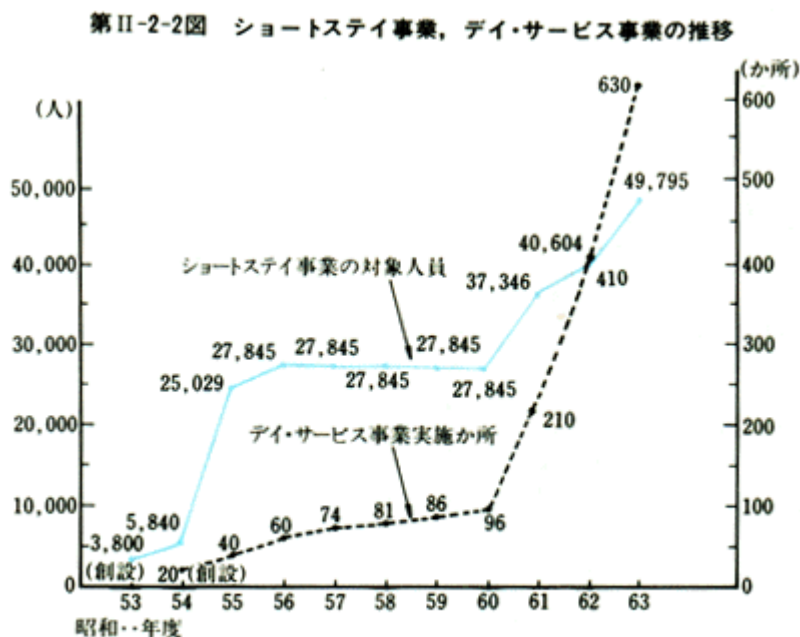
1) ショートステイ事業

この事業は、在宅のねたきり老人等を介護している家族が、疾病、出産、事故等止むを得ない理由(社会的理由)のほか、介護疲れ、旅行等の理由(私的理由)により介護することができない場合に、老人ホームでお預かりするものである。

2) デイ・サービス事業

この事業は、在宅の虚弱老人等をデイ・サービスセンターに送迎し、入浴、給食、日常動作訓練、生活指導等のサービスを提供するとともに、家族等に対し家族介護者教室を行うほか、デイ・サービスセンターを拠点としてねたきり等の老人の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供するものである。

第II-2-2図 ショートステイ事業、デイ・サービス事業の推移



(注) 人員、か所数は予算上の数字

資料：厚生省老人保健福祉部調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

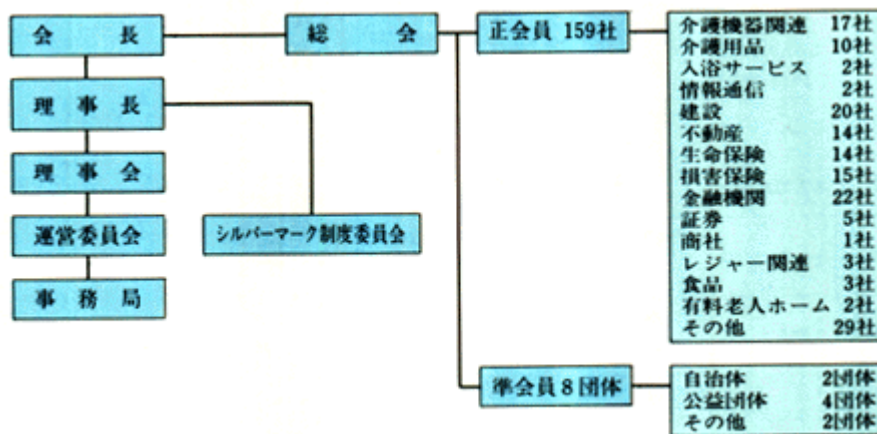
II 老人保健福祉

2 老人福祉

(5) シルバーサービス

有料老人ホーム、在宅ケアサービス等のシルバーサービスを健全育成するとともに高齢者保護の観点からシルバーサービス振興指導室において、民間事業者等によるシルバーサービスについて、必要な指導等を行っている。また、シルバーサービスを提供する事業を行う企業等の連絡調整体制を確立し、その質の向上と充実を図るとともに、利用者等に対する情報提供等を行い、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的として社団法人シルバーサービス振興会(会員159社、準会員8団体)が設立され(昭和62年3月)シルバーサービスを提供する事業者の倫理綱領の策定(63年5月)、シルバーマーク制度についての検討、シルバーサービスの質の確保・向上等その在り方についての調査研究及びシルバーサービスに関する情報の収集等の活動を行っている。

社団法人シルバーサービス振興会の概要



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

II 老人保健福祉

3 高齢者を対象とする講座

(都道府県・指定都市が行っている期間1年以上のもの)

名 称	対 象 者	期 間・コ ー ス 等	定 員・登 録 者 数	そ の 他
北海道 老人大学	道内おおむね60歳以上 市町村の高齢教室1年 以上学習した者	2年以内 道内4か所 一般教養、指導者養成、創造 (文芸、陶芸、書道等)	定 員 200名 登 録 者 268名	道高齢者生きがい振興 協会に運営委託
栃木 老人福祉大学校	60歳以上の者又は60歳 未満で将来老人福祉の 推進に協力しようとする 者	2年制 県内3か所 必修(老 年学、家族関係・リハビリ・ 生活訓練・福祉活動等の技術)、 選択(陶芸、園芸等)	定 員 450名 登 録 者 399名	
埼玉 老人大学校	①県内60歳以上 ②卒業後地域活動を行 う意思がある者	①1年制(一般教養) ②2年制(生活、福祉、ふる さと、文化)	①登 録 者 600名 ②登 録 者 198名	県高齢者生きがい振興 財団が実施(60年度より)
千葉 老人大学	県内60歳以上	2年制 一般(総合福祉、生 活科学、園・陶芸)、専攻(社 会、園・陶芸)、通信課程	定 員 3,605名 登 録 者 2,874名	県年金福祉協会に委託
山梨 ことぶき学院	県内おおむね60歳以上	2年制(一般教養)	定 員 720名 登 録 者 745名	
長野 老人大学	県内おおむね60歳以上 (積極的に地域活動が できると認められる者)	2年制(教養、技能)	定 員 2,200名 登 録 者 2,288名	
滋賀 老人大学校	県内60歳以上	2年制(①大津校②米原校) ①共通 園芸、生活科学等 ②陶芸 ③スポーツ・レク	①定員200名登録者111名 ②定員80名登録者98名	老人クラブ連合会に委 託
大阪 老人大学講座	府内60歳以上	1年制(①北部②南部) ①②共通 福祉、保健体育 ①園芸、陶芸、手芸 ②生活科学、美術、歴史など	①定員 520名 ②定員 460名	
兵庫 ①いなみ野学園 ②高齢者放送大 学講座 ③老人大学講座 (2年制・4年制)	①～③いずれも県内お おむね60歳以上	①地域活動指導者養成講座 (2年制) 教養、専門 2)老人大学講座(4年制) 教養、専門 ②(本科生)1年 ③教養、専門	①)登 録 者 294名 2)登 録 者 1,754名 ②定 員(本科生)500名 ③(2年制)定 員1,700名 登 録 者1,681名 (4年制)定 員2,000名 登 録 者1,688名	①～③の全てを(財) 県高齢者生きがい創造 協会に委託
奈良 老人大学	県内60歳以上	1年制(一般教養、歴史、ス ポーツ、民謡など)	定 員 960名 登 録 者 1,326名	老人クラブ連合会に委 託
岡山 老人福祉大学	老人クラブ会員 老人センターの趣味講座受講	1年制	定 員 1,250名 登 録 者 1,268名	老人クラブ連合会が実 施
徳島 シルバー大学校	県内60歳以上	1年制 一般教養課程、専門 課程(園芸、歴史文化、食品 加工、書画)	定 員 290名 登 録 者 294名	
愛媛 高齢者大学校	県内60歳以上	1年制(144時間) 教養(歴史、経済、哲学等) 専門(生活、福祉、園芸等)	定 員 100名 登 録 者 102名	
高知 総合老人大学	県内60歳以上	2年制 教養(社会常識、社 会・人文科学、保健・体育、 学外研修など)	定 員 611名 登 録 者 612名 (5校舎 計)	老人クラブ連合会が実 施
大分 ニューライフ アカデミア	①県内55歳以上 ②県内35歳以上 ③①②の修了者	①高年大学校 2年制 ②婦人大学校 2年制 ③マスターズ 1年制	①定員270名登録者341名 ②定員100名登録者146名 ③定員200名登録者257名	

名 称	対 象 者	期 間・コ ー ス 等	定 員・登 録 者 数	そ の 他
名古屋 高年大学	市内60歳以上	2年制 教養、専門(生活、 文化、園芸、陶芸)	定 員 300名	社会福祉協議会に委託
神戸 老人大学	市内60歳以上	1年3学期制(24回)	登 録 者 988名	
広島 老人大学	市内65歳以上	大学3年、大学院1年 教養(政治・経済、健康、生 活、福祉)など	定員400名登録者396名	大学に3年間在籍すれ ば院へ 広島市社協が実施
北九州 年長者研修大学 校	市内おおむね60歳以上	①1年制 健康、全長学、お んな大学、教養、実技(陶 芸、園芸、木彫) ②2年制(1年制(シルバー コミュニティ)修了者対象)	登 録 者 387名	このほか1年に満たな い期間の「老人大学 (院)講座」あり
福岡 老人教室	市内60歳以上	1年制(継続可)350教室 茶華道、書道、手芸など	登 録 者 5,092名	社会福祉事業団が実施 このほか7月程度の講 座あり(老人大学(院))

(注) 1. このほか、山形、神奈川、愛知、広島、香川、熊本の各県及び札幌、大阪の両指定
都市において、1年に満たない期間の講座が行われている。
2. 市区町村においては、東京都の千代田、世田谷、中野、杉並の各特別区や武蔵野
市をはじめとする多くの市区町村において期間1年以上の講座、1年に満たない期
間の講座が行われている。

資料：厚生省政策課調べ